

TOPICS
01

国民年金からのお知らせ
学生納付特例制度のご案内
～学生の方へ～

問 中村年金事務所 国民年金課 名古屋市村区太閤1丁目19-46
☎(052)453-7200
自動音声案内[2]を押した後、もう一度[2]を押してください。
市役所保険年金課(内線 125)

国民年金は、20歳以上であれば、学生の方も、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

- * 日本年金機構から学生納付特例申請のはがきが届いている方は、はがきによる申請をお願いします。
- * 申請の審査結果は、日本年金機構から本人に通知されます。

対象者

前年所得が128万円以下である20歳以上の学生(大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生など)
※各種学校その他の教育施設については、個別に定められています。

申請できる期間

- ・ 20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請時点の2年1カ月前から(すでに保険料を納付した月を除く)、将来期間は年度末まで申請できます。
- ・ 1枚の申請書につき1年度分の申請になるため、過去の年度分も申請する場合は、申請年度ごとの申請書の提出をお願いします。

必要書類

- 基礎年金番号の分かるものまたはマイナンバー
↳ マイナンバーで申請をする方
- マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの表示がある住民票
- 身元確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど)
- 学生証または在学証明書(在学証明書は原本が必要です)
- 退職(失業)し学生になった場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

申請先

- ・ 市役所保険年金課
- ・ 十四山支所
- ・ 中村年金事務所国民年金課

令和8年度分
申込開始日

4月1日(水)～

<追納のご案内>

学生納付特例制度は、保険料の納付義務を猶予するためのものです。将来受け取る年金額を増額させるためにも、追納をお勧めします。

- ① 免除が承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。(カラ期間として扱われます。)
- ② 10年間に限り追納することができます。(追納した期間は保険料納付済み期間として年金額に反映されます。)
- ③ 学生納付特例を受けた3年度目以降追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乘せされます。
- ④ 追納保険料の納付には、口座振替はご利用できません。追納にはお申し込みが必要です。

TOPICS
02

4月1日から
一部の手数料が
変わります

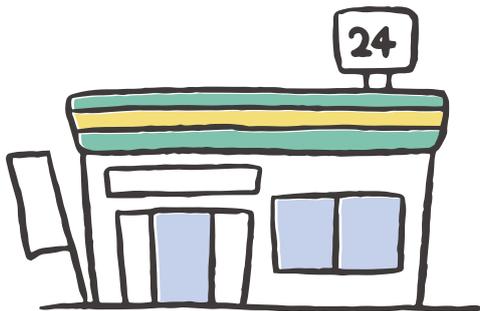


問 各担当課に直接お問い合わせください。

各種証明書の発行手数料などを長年据え置いていましたが、近年の物価上昇や他市町村の状況およびコンビニ交付促進のため、以下のとおり改定します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

改定内容

- ① 証明書などの窓口交付手数料を200円から300円へ
※ コンビニ交付の場合は、4月1日から令和9年3月31日までの1年間限定で100円です。
- ② カラー複写手数料を20円から50円へ



TOPICS
03

上水道の基本料金
免除期間を2カ月間延長します

問 海部南部水道企業団 総務課
☎32-3111 市役所環境課(内線234)

目的

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた市民や事業者を支援するため。※申請は不要です。

対象期間

令和8年4月利用分～5月利用分

ご注意

免除のために、銀行やATMへ誘導することはありません。不審な電話などに対しては、その場で回答せず、ご家族に相談したり、警察や海部南部水道企業団までお問い合わせください。
※市議会などの議決を要します。

対象者

海部南部水道企業団と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯や事業者(官公庁を除く)。

児童手当の支給額などのお知らせ

問 市役所児童課(内線 155)
ID 1000261

対象者

市内に住所を有し、高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母など

児童手当の支給額

		児童 1 人当たりの月額	
0 歳～ 2 歳	15,000 円	第 3 子以降 30,000 円	
3 歳～高校生	10,000 円		

支給月

原則として 4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

認定請求(申請)

出生や転入などで新たに児童手当の申請事由が生じた方は、認定請求(申請)が必要です。公務員の場合は勤務先での申請となります。認定を受ければ、原則として、申請月の翌月分の手当から支給します。(誕生日や転入日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても事由発生日の翌日から 15 日以内であれば、事由発生日の翌月分から支給します。)

持ち物

- ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード
 - ・請求者と配偶者の個人番号が分かるもの
 - ・請求者の医療保険の加入状況が確認できる書類
- ※状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

その他の届出

次の場合には届出が必要です。

- ・6 月に児童課から児童手当の案内があったとき
- ・受給者や児童が転出するとき
- ・受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき
- ・受給者または配偶者が所得更正したとき
- ・振込口座を変更したいとき
- ・新たに児童を養育することになったときや児童を養育しなくなったとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所したときや退所したとき
- ・その他家庭状況に変更が生じたとき

支払い通知書について

支払い通知書は送付していません。振込口座の通帳などでご確認ください。

児童扶養手当の支給額が4月から改定されます

問 市役所児童課(内線 155) ID 1000262

		～令和 8 年 3 月 (月額)	令和 8 年 4 月～ (月額)
本体額	全部支給	46,690 円	48,050 円
	一部支給	46,680 円 ～ 11,010 円	48,040 円 ～ 11,340 円
加算額 第二子以降	全部支給	11,030 円	11,350 円
	一部支給	11,020 円 ～ 5,520 円	11,340 円 ～ 5,680 円

支給通知書について

令和 8 年 5 月支給分から、支給通知書の送付を廃止します。振込口座の通帳などでご確認ください。

特別児童扶養手当、特別障がい者手当などの支給額が改定されます

問 市役所福祉課(内線 162)

物価変動率に基づき、特別児童扶養手当、特別障がい者手当などの支給額が令和8年4月から改定されます。

		令和 7 年度 (月額)	令和 8 年度 (月額)
特別児童扶養手当	1 級	56,800 円	58,450 円
	2 級	37,830 円	38,930 円
特別障がい者手当	A 種	36,440 円	37,300 円
	B 種	30,640 円	31,500 円
障がい児福祉手当	A 種	23,000 円	23,460 円
	B 種	17,250 円	17,710 円

※特別障がい者手当および障がい児福祉手当の月額の金額は、国制度分と県制度分の合算です。

TOPICS
07

3月31日(火)から 下水道供用開始区域が広がりました

問 市役所下水道課
(内線 282・283)



該当する区域にお住まいの方や、既に供用開始している区域にお住まいで、まだ接続工事をされていない方は、速やかに下水道への接続工事を行ってください。

下水道は、全ての方が利用しなければ、本来の目的である生活環境や公衆衛生の向上と水質の保全を達成できないため、1日も早い皆さんのご協力をお願いします。



凡例	
新たな供用開始区域	
既供用区域	

公共下水道への接続工事は、適切な構造の宅内排水設備を設置するために、弥富市指定の下水道排水設備指定工事店の中から業者を選んで施工してください。宅内排水設備工事は個人負担で、現場条件により工事に係る費用が異なります。指定工事店と工事内容を十分にご相談の上、見積書の内容を確認して工事を進めてください。

現在の
供用開始区域▶



指定
工事店▶



TOPICS
08

TKEスポーツセンター トレーニング講習会4月の予定

問 TKE スポーツセンター
(十四山スポーツセンター) ☎52-2110

トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会(器具説明など)を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

トレーニング室利用料 大人 300円・中学生 150円

とき ①10:00～ ②14:30～ ③18:30～

日程	1回目	2回目
3日(金)	②	③
4日(土)	②	③
5日(日)	①	②
7日(火)	②	③
11日(土)	②	③
12日(日)	①	②
15日(水)	②	③
18日(土)	②	③
19日(日)	①	②
23日(木)	②	③
25日(土)	②	③
26日(日)	①	②
29日(水・祝)	①	②

所要時間

1時間半程度

持ち物

運動のできる服装、
上履き

申し込み方法

電話または窓口
予定は変更になる場合
があります。

TOPICS
09

令和8年度『元気塾』

問 市役所介護高齢課
(内線 174・175)

「元気な心身を保ち、元気な生活を送ろうとしている市民」をお手伝いします。生涯元気であるために役立つ「健康運動指導士による運動」を中心に「フレイルチェック」「歯科衛生士による口腔ケア講話」「保健師・社会福祉士・介護支援専門員などによる各種相談」などを行います。

とき・ところ

毎週1回、1時間ずつ、各会場で同じメニューを行います。予約・申し込みは不要ですので、開催時に開催場所へ直接お越しください。

ところ	開催曜日	開催時間
十四山総合福祉センター	火曜日	13:30～14:30
いこいの里	水曜日	13:30～14:30
総合福祉センター	金曜日	11:00～12:00

※変更となる場合は、各会場に掲示などでお知らせします。

持ち物

- ・水分補給用のドリンク類
- ・汗拭き用タオル
- ・運動しやすい服装でお越しください。

対象者 おおむね65歳以上の方で、会場まで来られる方

料金 無料 ※教材費をいただく場合があります。